

2023 年 4 月 21 日

会社名 ENECHANGE 株式会社

代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平

(コード番号:4169 東証グロース)

問合せ先 執行役員 CFO 杉本 拓也

(TEL 03-6635-1021)

よくある質問と回答(2023年4月)

各位

日頃より、当社へのご関心をいただきありがとうございます。今月投資家様より頂戴した主なご質問とその回答について、下記の通り開示致します。

なお、本開示は投資家様への情報発信の強化とフェアディスクロージャーを目的に、毎月月末を目途に開示するものです。回答内容については、時点のずれによって多少の齟齬が生じる可能性がありますが、直近の回答内容を最新の当社方針として回答を記載しております。

Q1. 上級執行役員の有田氏が株式を売却しているようだが、その意図と今後の売却計画について教えてほしい。また、元代表取締役で大株主である同氏が売却を進めていることについて、会社としてどのように捉えているのか。

有田一平は、当社の共同創業者・代表取締役として、当社の前身となるイギリス・ケンブリッジ時代より約10年、城口洋平(当社共同創業者、代表取締役CEO)とともに事業発展に貢献してきました。その過程で、当社株式を保有し、当社の第2位株主となっています。2023年4月より、当社代表取締役を退任し、上級執行役員CTOという立場に代わり、当社の代表取締役も2名体制から、城口1名体制に変更しております。有田一平は、今後も上級執行役員CTOとして、長期的に当社の成長にコミットする予定ですが、当社を代表する立場ではなくなります。

当社の資本政策の考え方として、株主構成は未来志向で考え、次の成長に向けて最適な株主に保有していただくべきものであると考えています。当社の株価は、今後の業績成長に伴い長期的に上昇していくと当社は考えており、当社の将来の成長にリスクテイクをしてくださる投資家が、その将来利益を享受すべきだと考えており、適切な資本構成に変化していくことは好ましいと考えております。

上記方針に鑑み、有田一平の保有株式比率が下がることは当社の資本政策にも合致するものであり、また有田一平個人のライフプランに基づく資金重要とも合致したことから、有田一平は、今回、代表取締役退任をもって速やかに株式売却を行いました。本株式売却については、4月3日に開始し、4月21日に終了しており、引き続き1,907千株(2022年12月末時点の発行済み株式総数の6.34%)を保有しているとの報告を受けております。また、有田一平による一連の株式売却については、重大なインサイダー情報を保有していないことを確認した上で行っております。

なお、城口洋平(当社共同創業者、代表取締役CEO、当社の第1位株主)は、今後も継続して当社の代表取締役CEOとしての職責を長期において全うしていく予定であります。現時点で保有株式売却の予定はなく、引き続き企業価値向上を最優先事項として、事業拡大に取り組んでまいります。

Q2. EV 充電エネチェンジで株式会社 e-Mobility Power(以下、「eMP 社」)との提携による充電カード利用が実装されたが、EV ドライバーからはどのような評判や反応があるか

2023 年 2 月 9 日に、EV・PHV 充電カードを利用可能な充電ネットワークを構築する eMP 社と当社の事業提携を発表し、2023 年 4 月 20 日より、EV 充電エネチェンジでも充電カードを利用可能となりました。

提携発表当初より、EV 充電エネチェンジでの充電カード利用開始を待ち望む声を多くいただいておりましたが、実際に利用した方からは、EV 充電の環境が良くなり、利便性が高まったとの評価をいただいております。

当社としましては、充電カード対応開始により、充電器の利用時間の増加を見込んでおり、今後もEVドライバーの皆様に継続して利用していただけるよう、引き続きサービス向上に努めてまいります。

Q3. 大手電力会社による規制料金の値上げ時期が延期となったが、新電力への切替需要の状況はど うなっているか

家庭向けについては、一部の大手電力会社が申請している規制料金の値上げにおいて、審査が厳格に行われていることを受けて、値上げ時期が当初想定よりも遅れる動きが見られております。大手電力の値上げは、新電力が競争力を取り戻すために必要なプロセスと認識しており、その時期が後ずれすることとなりますが、一方で足元の燃料価格や市場価格の下落を受けて、ユーザー獲得に積極的な新電力も出てきており、電力切替時の一時報酬に回復の動きが見られます。

法人向けについては、既に値上げが実施されていることもあり、切替数は順調に増加しています。家庭向けに先駆けて、法人向けの事業環境が改善していると認識しております。

Q4. みずほ証券が主幹事を務める IPO の公開価格設定プロセスにおいて、企業側の主張より低く設定したことで、公正取引委員会は独占禁止法違反につながるおそれがあるとして、みずほ証券に対し「注意」を行ったが、この事例には ENECHANGE が該当するのではないか

公正取引委員会から 4 月 13 日に公表された「みずほ証券株式会社に対する注意について」において 調査対象となった、令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までの間に東京証券取引所に上場した新規株式公開 案件 96 件のうち、みずほ証券が主幹事であった 21 件に当社の IPO は該当するものと認識しております。しかし、本件で具体的に言及された 2 社の案件が、当社の事例であるかどうかは把握しておりません。

以上